

## 個人情報取扱注意事項

### (基本的事項)

第1 受託者及び受託者の会員は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者及び受託者の会員は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3 受託者及び受託者の会員は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 受託者及び受託者の会員は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者及び受託者の会員は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 受託者及び受託者の会員は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第7 受託者及び受託者の会員は、委託者が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

### (資料等の返還)

第8 受託者及び受託者の会員は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は受託者及び受託者の会員が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9 受託者及び受託者の会員は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (調査)

第10 委託者は、受託者及び受託者の会員がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

### (事故報告)

第11 受託者及び受託者の会員は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。